

年金から介護保険料が 天引きされている方へ

平成22年度 介護保険特別徴収通知書 を発送します

65歳以上の方の介護保険料については、原則として年金の定期支払い（年6回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

※ただし、次のことについて該当する方については年金から差し引かれません。

(1) 年度の途中で65歳に到達したとき
(2) 年度の途中で他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
(3) 年度の途中で所得段階の区分が変更となつたときなど

第4段階の方の場合

(1ページ目)

平成22年度 介護保険特別徴収通知書

〒059-1501
早来大町 95番地

安平 太郎 様

平成22年10月 日

平成22年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。なお、この保険料を年金から特別徴収します。また、平成23年度分の介護保険料（仮徴収分）を年金から特別徴収しますので通知します。

安平町長

瀧 孝

被保険者番号	
特別徴収義務	厚生労働大臣
特別徴収年金	老齢基礎年金

今年度年金から収め
ていたく保険料額 ① 41,160円

(内訳) ②

年金支払月	10月	12月	2月
本徴収保険料	7,060円	7,000円	7,000円

【問い合わせ先】
安平町役場 健康福祉課
TEL0145-25-4555

期別保険料額

(2ページ目)

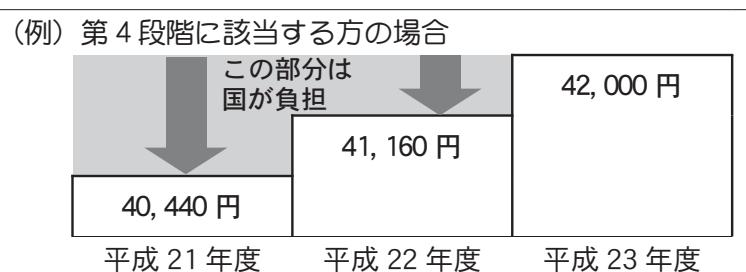
被保険者番号 | 被保険者氏名 安平 太郎

平成22年度			
(3) 仮徴収額(4月1日～9月30日)		(4) 本徴収額(10月1日～3月31日)	
年金支払月	保険料額	年金支払月	保険料額
平成22年 4月	6,700円	平成22年 10月	7,060円
平成22年 6月	6,700円	平成22年 12月	7,000円
平成22年 8月	6,700円	平成23年 2月	7,000円
合 計	20,100円	合 計	21,060円

平成23年度			
(5) 仮徴収額(4月1日～9月30日)		上記特別徴収以外に3. 介護保険料の算定基礎②普通徴収保険料額がある場合には、別途納付書より納付が必要です。	
年金支払月	保険料額	年金支払月	保険料額
平成23年 4月	7,000円	平成23年 10月	7,000円
平成23年 6月	7,000円	平成23年 12月	7,000円
平成23年 8月	7,000円	平成23年 2月	7,000円
合 計	21,000円	合 計	21,060円

※仮徴収とは、年間保険料額を平準化するために行ないます。
仮徴収額は、前年度2月に納めていた保険料額と同額になります。

※介護従事者の改善のための介護報酬改定に伴い、保険料は上昇しますが、その上昇分を国が負担しています。



10月上旬に左のとおり介護保険料特別徴収通知書を発送します。
通知書には次のことが記載されています。

① 平成22年度の介護保険料の年額
② 平成22年度の介護保険料のうち、10月から2月までの年額

金で納めていただく保険料額（残りの保険料については、（②と同じです。））
③ 平成22年度の介護保険料のうち、4月から8月までの年金で納入済みです。
④ 平成22年度の介護保険料のうち、10月から2月までの年金で納めていただいた保険料

金で納めていただく保険料額（年金から納めていただく仮徴収分の保険料額（平成23年度の介護保険料となります。））
⑤ 来年の4月から8月までの年金から納めていただく仮徴収分の保険料額（平成23年度の介護保険料となります。）

問合せ 健康福祉課保険医療室
電話 (25) 45555